

第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事録

1 日時及び場所

令和2年2月25日15時00分から 総合保健センター研修室

2 出席者

市長（本部長）、教育長（副本部長）、総務部長、企画財政部長、市民環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局長、白井消防署長、
（事務局）健康課長、健康課職員（傍聴）危機管理課長

3 議事概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の現状：資料に沿って説明

(2) 市主催のイベント及び会議への対応について

事務局より

近隣市の対応を参考に、市主催・民間主催のイベント及び会議等への対応、公の施設への対応の案を作成したので、内容を検討していただき、対策本部決定事項として、明日、議会に報告したい。

国が、2月25日12時10分から開催した対策本部の資料として「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（案）が公表されたので、参考にしながら会議を進めたい。

本部長より

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（案）の概要を以下のとおり説明

<対策の目的>

- ・流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症患者の発生を最小限に食い止める。
- ・社会、経済へのインパクトを最小限にとどめる

<方針の重要事項>

国民、企業、地域等に対する情報提供

- ・正確で分かりやすい情報提供や冷静な対応を促す
- ・風邪症状がみられる場合の休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推奨
- ・イベント等の開催について、自粛を要請するものではないが、開催の必要性を改めて検討する

事務局作成の案に対し、以下の意見が出され、一部修正し別添資料のとおり決定した。

○1（7）にある「感染予防がとれないもの」に関しては、すべての項目を網羅していないと実施できないということか。

⇒すべて実施してもらうことが好ましいが、現状ではアルコール液などの消毒薬は入手困難であり、手洗いも有効なので、アルコール液の設置については削除する。

○参加者同士の間隔についても、どれくらいあれば良いのか、実際これから行われる卒業式等については難しい。

⇒間隔を配慮するという表現に変更する。

○入口での参加者の健康確認は、現実問題として難しいと思われる。

⇒削除する。

○「医療従事者や消防職員等、市民の救命に従事する者が参加するもの」とあるが、1名でもいたらいけないのか。

⇒1名2名という少数の想定はしていなかった。曖昧な表現だが、市民の救命に関わる人が感染してしまうことは避けたいという趣旨で項目に入れた。ある病院が、職員の講師派遣を中止する例もあった。

- 白井消防署では、救命講習会は休止している。
- 「食事の提供を伴うもの」と記載しているが、その場で調理をするものだけでなく、仕出し弁当なども含むのか。
⇒仕出し弁当や自前の弁当までは含めず、調理を伴うものは避けてほしい。
- 中止又は延期に伴う経費について、センターフェスティバルなどについては、参加団体への利用料の返金等、各センターで対応していただきたい。市としても指定管理者の減収に対しての配慮が必要ではないだろうか。
- 文化センター等の催し物については、中止にした場合、チケットの返金対応をするとともに、出演者に対する補償の検討が必要になってくるのではないか。
- 大ホールは、参加者が少なければ座席の間隔をとって座るなどの工夫で、開催が可能な場合もあるかもしれない。空調に関してはホール内の空気が地下に吸い込まれて外部に排出され、循環しない設備となっている。
- 事務局案では、イベントと会議を分けて記載しているが、イベント等の等の部分に会議も含むことが可能ではないか。
- 会議や審議会などは、この時期に開催しないといけないものもあると思う。そういうものについては、感染予防対策を心がけて開催してもらおう。また、外部の委員は公共交通機関を使う方もいるので、感染予防について注意喚起が必要。
- 会議や審議会が不特定多数になる要因の一つが傍聴。可能であれば一定期間、傍聴をなくすことができないだろうか。
⇒傍聴については現時点でなくすことは難しい
- 民間主体のイベントについては、「中止又は延期をお願いする」のではなく、市の考え方を周知するにとどめた方がよいのではないか。
- 各課でイベントの洗い出しをしておく必要がある。

(3) 公の施設について

- 公の施設制限については、国の基本方針でも示されていないので、現時点では利用制限や閉鎖までの必要はない。

(4) その他

総務部長より

○電話交換手が、新型コロナウイルスについての問い合わせの電話をどこに回すか混乱している状況なので、問い合わせ先を確認したい。

- ・コロナウイルス全般については健康課
- ・個別の問合せについては、所管課（保育園関係なら保育課、学校関係なら教育支援課等々）

問い合わせ先一覧を公共マネジメント課でまとめ、交換へ提供することとする。

○職員の時差出勤について

既に千葉市が実施している。時差出勤を実施した場合の業務への影響なども考慮し今後検討していく必要がある。